

第2編 分野別計画

第 1 章

茨木市地域福祉計画（第 3 次）

茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第 2 次）

【中間評価・見直し】

第1節 計画の中間評価、見直しについて

1 地域福祉計画（第3次）の中間評価、見直しについて

地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画として、本市における地域福祉推進についての施策を定めるものです。計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間であり、他の分野別計画に横串を通す考え方に基づいて策定しました。

計画策定以降の主な動きとして、大阪府において平成31年（2019年）3月に「第4期大阪府地域福祉支援計画」が策定されました。計画の目指すビジョンとして、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」が掲げられています。本市においても、この内容を踏まえた上で、引き続き本計画の取組を推進するものとします。

2 地域福祉活動計画（第2次）の中間評価、見直しについて

社会福祉協議会では、前計画から掲げている「人づくり・場づくり・和づくり」を進めていますが、大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）や新型コロナウイルス感染症等、予期せぬ事態が生起してきたこともあり、福祉活動の担い手養成やぷらっとホーム[※]の開設、各地区行動計画の策定等が進んでいないのが現状です。

令和2年（2020年）8月には、喫緊の課題である経営改善に向けて、法人の経営部門を強化するための組織体制の整備と事業の継続を担保する具体的な財源確保の指針とするため、「茨木市社会福祉協議会中期財政改善計画」を策定し、本来的な役割である地域福祉の推進を効率的・効果的に実施するため「地域住民及び団体の活動支援」「ボランティアの育成・活動支援」「権利擁護の支援体制の強化」に集約することとしました。今後はその方向性に沿って改めて各施策における取組を進めていきます。

今後設置される地区保健福祉センターにおいても、地域支援担当者（コミュニティワーカー）[※]が、今まで培ってきた地区支援の取組やボランティアセンター機能をもとに、地区保健福祉センターと地域とのパイプ役となり、圏域ごとの地域福祉の推進に力を入れていきます。

[※]ぷらっとホーム：

地域福祉活動を展開するための要となる地区福祉委員会の拠点で、カフェやサロンを開催するなど地域住民が「気軽にぷらっと立ち寄れる場」となるもの。

[※]地域支援担当者（コミュニティワーカー）：

地区福祉委員会などの住民組織化の支援や当事者の組織化支援、また地域内での各関係団体と機関同士や個人と団体をつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりの地域援助にあたる専門職。

今般、両計画における平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの各施策の中間評価を行いました。そのうち、数値目標を挙げた取組等、主なものを記載します。

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（１）見守り体制・つなぎ機能の強化

【社会福祉協議会】

健康福祉セーフティネットへの参画等を通じて、経済的困窮やひきこもり、介護・育児放棄といった複雑多様化する課題に対応するため、地域での支え合い機能の強化、福祉ニーズの把握や見守り活動へのつなぎに努めてきました。

引き続き個別支援と地域支援が一体的に行われるよう、地域支援担当者（コミュニティワーカー）が関係機関と地域とのパイプ役となります。

施策（２）地域福祉活動の推進

【市】

平成30年度（2018年度）から、社会福祉法人が社会福祉充実計画※を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会※を地域福祉推進分科会に設置することとしました。令和2年度（2020年度）までの間については、該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

【社会福祉協議会】

多様化する地域課題の解決に向け、各地区福祉委員会※で地域の持つ強みを引き出し、地域の特性に応じた解決力を強化するため「地区行動計画」の策定を進めていますが、策定に至っていない地区が大半となっています。地域住民にその重要性を周知し、地区において円滑に策定できる方策を検討していきます。

また、引き続き賛助会員（会費）※募集を地域住民に促すことで、地域社会をどの

※社会福祉充実計画：

社会福祉法人が、毎会計年度、社会福祉充実残額（保有する財産の内、事業継続に必要な財産を控除し、再投下可能な財産）を算定し、残額が生じた場合に当該財産について計画的かつ有効に地域に再投下するために策定する計画。

社会福祉充実残額の使途については、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討され、法人において策定される。

※地域協議会：

社会福祉充実計画として地域公益事業を実施する際に、その取組内容が地域の福祉ニーズ等を的確に反映した内容とするため、法人が意見聴取を行える場として、地域の福祉関係者が参画し、設置される機関。

※地区福祉委員会：

社会福祉協議会の内部組織。身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を、見守り活動や声かけ、相談対応をしながら早期発見・解決に向けて取り組み、地域と社会福祉協議会とを結ぶボランティアである地区福祉委員で構成される。おおむね小学校区単位である33地区での地域福祉活動の中心的役割を担っている。

※賛助会員（会費）：

社会福祉協議会の活動の趣旨について理解・賛同して事業に参加・協力し、活動を支える会員。またその会費。

ように創っていくかを共に考えるきっかけとし、多くの地域住民の地域福祉活動への参画を推進します。

賛助会費や共同募金配分金の活用にあたっては、有効な活用方法を明確にすることで住民の理解促進を図るとともに、地域住民及び団体の活動支援につながるよう、既存の事業にとらわれず、様々な方法を検討します。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
地区行動計画策定地区数	9地区	9地区	9地区	33地区 (全地区)

施策（４）更生保護活動の推進

【市】

令和元年（2019年）6月に、矯正施設が所在する自治体你先んじて地域社会における再犯防止施策に取り組み、発信していくため、ネットワークを形成して情報交換や連携協力を行うことを目的とする「矯正施設所在自治体会議」が設立され、本市も発足当初の構成員として参加しました。本市に所在する浪速少年院とも連携し、引き続き再犯防止の取組を広げていきます。

なお、地域福祉計画の見直しに当たり、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）及び同法に基づき国が策定した「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」（平成29年（2017年）12月15日閣議決定）に基づき、本計画の施策（４）部分を「更生保護の推進」と改め、同法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として定め、地域福祉計画に包含するものとします。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（1）生活困窮者の自立に向けた支援

【市】

令和元年度（2019年度）に生活困窮者自立支援制度の国策定の主要評価指標（KPI）の見直しが実施されました。これに伴い、新規相談件数等の目標値の目安値が人口10万人当たり1か月26件から16件に変更となったため、新規相談件数目安値の修正を行いました。

しかしながら、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入の減少や失業などによる新規相談件数が大幅に増加しています。また、住居確保給付金や生活福祉資金貸付金の条件が緩和されたことから、各事業による支援が必要な人も大幅に増加しています。

指標	実績			達成目標 (修正後)	(参考) 計画策定 時の達成 目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	新目標値 令和5年度 (2023年度)	
生活困窮者自立支援事業新規 相談件数	404件	459件	565件	538件	874件
就労支援対象者数	52件	64件	93件	162件	262件
生活困窮者自立支援事業の就 労支援による就労・増収実績	42件	28件	29件	122件	197件

【社会福祉協議会】

従来からの生活福祉資金貸付相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入の減少や失業などとなった世帯に対して、特例で「生活福祉資金貸付」による相談支援を行うなど、状況に応じて柔軟に対応できる体制を取ってきました。引き続き、生活困窮者自立支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）とも連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策（１）地域で活躍できる人材の育成

【社会福祉協議会】

地域活動の担い手育成のため、地域活動のきっかけ作りとしてボランティア養成講座メニュー数を年々増やしていますが、受講者数は伸びていないのが現状です。

地域活動の新たな担い手の養成につなげるため、ボランティア活動への参加意欲はありながら参加していない人に対して積極的なPRやボランティア養成講座のメニューの充実、ボランティアへの支援などを行います。

また、独自事業である「福祉教育」についても、地区福祉委員会、学校や企業との連携を充実させ、地域活動の担い手を増やします。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
ボランティアの養成講座メニュー数	5種類	6種類	7種類	10種類

施策（２）地域の交流・活動拠点づくりの推進

【社会福祉協議会】

地区福祉委員会の活動拠点となるぷらっとホームは、常設が可能な場所の確保、運営体制の整備が困難な地区もあり、設置が進んでいない状況です。

今後も引き続き地域支援担当者（コミュニティワーカー）が各地区福祉委員会と協議を重ね、ぷらっとホーム開設に向けて支援していきます。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
「ぷらっとホーム」の設置数	6か所	8か所	8か所	33か所

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）権利擁護の推進

【市】

市民後見人^{*}の養成については、令和元年度（2019年度）の実績で既に目標値に達しています。一方で、親族間の係争や高額な財産の管理等、複雑な法律行為を行う必要がある案件は市民後見人では受任できないこと、また、市民後見人活動自体があまり知られていないことなどから、受任実績は平成30年（2018年）の1件にとどまっています。今後は、引き続き市民後見人の育成と活動支援に取り組むとともに、市民後見人の周知を図り、ニーズの掘り起こしに努める必要があります。

併せて、「成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律（平成28年（2016年）5月施行）」及び同法に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年（2017年）3月24日閣議決定）」の内容を踏まえ、中核機関・協議会等の設置についても引き続き検討を行います。

指標	実績			達成目標
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
市民後見人の養成人数	7人	12人	14人	14人

【社会福祉協議会】

「日常生活自立支援事業」などを通して、専門機関と連携し、自身で金銭管理等を行うことが難しい方に切れ目のない支援を行ってきました。

今後、権利擁護の支援体制を更に強化するため、「(仮称) 権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の利用支援、関係機関との連携強化など、権利擁護に関する総合的な支援を行います。

^{*}市民後見人：

弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた後見人の候補者。

^{*}成年後見制度：

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上監護（介護施設への入退所等）についての契約や遺産分配などの法律行為を保護し、支援する制度。家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（2）災害時の情報伝達体制、要配慮者※の把握

【市】

平成30年（2018年）6月に発生した大阪北部地震の際には、地域の要配慮者について、民生委員・児童委員※をはじめ、居宅介護支援事業所や障害者相談支援センター等の協力のもと、安否確認を行いました。災害時避難行動要支援者名簿※等の活用方法、安否確認における役割分担等が課題として残り、今後これらに関係機関と協議し整理していきます。

【社会福祉協議会】

大阪北部地震の際には、市と締結した協定に基づき災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民の様々なニーズとボランティアとのマッチングを行い、被災者に対して広く支援しました。

今後、災害が起きた際には、この経験をいかし、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営ができるよう、平時からボランティアセンター事業の中に明確に位置付け、年間を通して関係機関との訓練や人員養成等を行います。

※要配慮者：

高齢者、障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する者。

※民生委員・児童委員：

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。

※災害時避難行動要支援者名簿：

地域防災計画の定めるところにより、災害発生時の避難等において特に支援を要する方について、避難の支援や安否の確認等のために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。本市の登録対象者は、①身体障害者手帳1・2級所持者、②精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で単身世帯の者、③療育手帳A所持者、④要介護3～5の者、⑤その他市長が認めた者。

第2節 地域福祉計画（第3次）【中間見直し部分】

1 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（4）更生保護の推進（茨木市再犯防止推進計画）

国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

<国の再犯防止推進計画の概要>

（1）5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

（2）7つの重点課題と主な施策

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体の連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

【主な取組】（市）

①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

再犯や非行を未然に防止するため、保護司による生活上の助言・指導や就労支援の相談窓口等として設置した「茨木市更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。

②「社会を明るくする運動※」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施します。

③保護観察対象者に対する就労の場の提供

保護観察対象者に就労の場を提供することにより、再犯・再非行を防止し、社会への復帰を支援します。

④更生保護関係団体の活動支援

保護司会をはじめ、更生保護女性会、BBS会※、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を支援するとともに、相互に協力して犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①「社会を明るくする運動」への協力

「社会を明るくする運動」へ参加・協力を行うことで、地域において安全で安心に暮らすために犯罪や非行を防止し、更生を目指す人を支援できる地域づくりに協力していきます。

※社会を明るくする運動：

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。

※BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）：

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。